

病院賠償責任保険

(医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険)の

ご案内



● **保険期間**

2024年3月1日 午後4時～
2025年3月1日 午後4時まで

● **募集締切日**

2024年2月16日(金)

● **保険料振込締切日**

2024年2月16日(金)

※専用振込依頼書にてお振込みください。

● **加入方法** P.13をご参照ください。

※中途加入も随時受け付けております。詳しくは京都府病院協同組合(募集代理店)までおたずねください。

2024年4月1日中途加入の場合、保険料振込締切日は
2024年3月8日です。

京都私立病院協会推薦

本保険は、京都府医師会を契約者とする団体契約です。
団体割引20%が適用されておりますので、
個別に加入されるより割安となっております。

20%
適用

京都府医師会の医事紛争相談室が京都私立病院協会の協力を得て、医事紛争解決に協力しています。

※この保険にご加入できるのは一般社団法人京都府医師会の会員の方に限ります。

また、会員でなくなった場合は、裏面のお問い合わせ先までお申し出ください。

※取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

目 次

病院賠償責任保険のご案内	1
病院賠償責任保険について	2
この保険の被保険者（加入対象者）について	4
保険料の算出について	5
勤務医師包括担保特約	6
医療従事者包括賠償責任保険	7
医療事故調査費用保険	8
医療事故対応のご支援	10
医療安全サービス	11
ご加入手続き（新規加入）	13

会員各位

病院賠償責任保険のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年医療の高度化、専門化に伴い医療事故の要因が増加した結果として、医療上の賠償事案は増加傾向にあり、賠償請求額も上昇傾向になっております。さらに、患者の権利意識の高まりや、医療情報がITの進展を背景として容易に手に入るようになったことを一因として、医療に起因する紛争が増加していることはご高承のとおりです。

貴院におかれましては、医療事故防止のための医療安全対策や医事紛争の予防等、様々な取り組みを実施され、万全な体制を整えてられていることと拝察申し上げます。しかしながら、いわゆる医療事故は万全の体制をもってしても、残念ながら不測の事態が生じることも事実であると存じます。

この様な不測の医療事故や、いわれなき医事紛争に備える為に、京都府医師会では、京都私立病院協会の推薦のもと、団体割引20%を適用した「病院賠償責任保険」を引受保険会社東京海上日動火災保険株式会社としてご用意しております。病院経営における医療事故、医事紛争リスクへの備えとして、是非とも本会医師賠償責任保険にご加入いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

また万一の医療事故・医事紛争が発生した場合には、本会医事紛争相談室が京都私立病院協会の協力を得て、医事紛争の解決に向けてご協力させていただきます。

内容の詳細につきましては、パンフレットをご一読いただきたくご案内申し上げます。

末筆ながら貴院のますますのご繁栄をこころよりお祈り申し上げます。

謹 白

一般社団法人京都府医師会



団体割引
20%

病院賠償責任保険について

1. 保険金をお支払いする場合

病院賠償責任保険は、以下の2つの補償を組み合わせた保険です。

医師の賠償責任

医師賠償責任保険

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務に起因する患者の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）が、保険期間中に発見（*）され、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

（*）被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時（提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をもってなされたものとしします。



手術ミスにより患者が重篤な後遺症を負った。



診断を誤ったため、患者の症状が悪化した。

医療施設の賠償責任

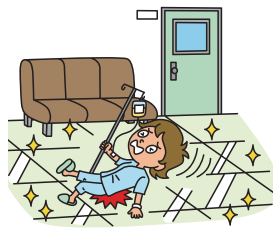
医療施設賠償責任保険

<医療施設に関する補償>

記名被保険者が所有・使用・管理する医療施設や、医療施設の用法に伴う仕事の遂行もしくはその結果、または記名被保険者の占有を離れた飲食物その他の証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して、保険期間中に他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします（被保険者による医療業務の遂行に起因する患者の身体障害事故を除きます。）。



病院内の食堂で提供した食事により、見舞客が食中毒になった。



病床にワックスをかけ過ぎて患者が転んでケガをした。

<人格権侵害に関する補償>

追加保険料なし!!

記名被保険者が所有・使用・管理する医療施設や医療施設の用法に伴う仕事の遂行もしくはその結果、または生産物に関し、これらいずれかに伴い保険期間中に日本国内で行われた不当行為（不当な身体拘束または口頭・文書・図画等による表示）によって発生した人格権侵害（他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。（医療行為に起因する人格権侵害を除きます。）



患者を万引犯と間違えて公衆の面前で従業員室まで連行し、詰問した後、無実と判明した。



病院内に入ろうとした不審な男を発見し、取り押さえたところ、見舞い客であることが判明した。

医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険	<h2>2. お支払いする保険金、お支払い方法</h2>	<h2>3. 保険金をお支払いできない主な場合</h2>
	<p>(1) 次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。</p> <p>① 法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金（賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要です）</p> <p>② 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます）</p> <p>③ 損害防止軽減費用 事故または人格権侵害が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、または既に発生した事故または人格権侵害に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④ 緊急措置費用 事故または人格権侵害が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に、賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤ 協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって、損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>(2) 保険金のお支払方法</p> <p>●①法律上の損害賠償金は、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご加入された支払限度額が、お支払いの限度となります。</p> <p>●②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません）。ただし「①法律上の損害賠償金＞支払限度額」となる場合は、②の争訟費用は支払限度額の法律上の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。</p>	<p>【医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険共通】</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>(2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議</p> <p>(3) 地震、噴火、洪水、津波、高潮</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>【医師賠償責任保険】</p> <p>(1) 次のものの所有、使用または管理に起因する賠償責任</p> <p>① 被保険者が業務を行う施設または設備</p> <p>② 航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます。）、船舶または動物</p> <p>(2) 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任</p> <p>(3) 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任</p> <p>(4) 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任</p> <p>(5) 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>【医療施設賠償責任保険】</p> <p><対人事故・対物事故、人格権侵害共通></p> <p>(1) 被保険者による医療業務の遂行に起因して、その医療行為の対象となる者が被った身体の障害</p> <p>(2) 建物の外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み</p> <p>(3) 医療施設の修理、改造または取壊し等の工事</p> <p>(4) 次に掲げるものの所有、使用または管理</p> <p>① 航空機、自動車または原動機付自転車</p> <p>② 医療施設外における船、車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物</p> <p>(5) 昇降機の所有、使用または管理についての被保険者の故意または重大な過失による法令違反</p> <p>(6) 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果</p> <p>(7) 次の財物の損壊または使用不能（財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。）</p> <p>① 生産物</p> <p>② 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p><人格権侵害></p> <p>(1) 医療行為</p> <p>(2) 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為</p> <p>(3) 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為</p> <p>(4) 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）</p> <p>(5) 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為</p> <p>(6) 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動</p> <p style="text-align: right;">等</p>

この保険の被保険者（加入対象者）について

対象事故が起こった場合に保険の補償を受けることができる方を「被保険者」といいます。

各保険ごとの被保険者は以下の通りです。

- 医師賠償責任保険：一般社団法人京都府医師会会員が開設者もしくは管理者の病院・診療所・介護医療院
- 医師施設賠償責任保険：①一般社団法人京都府医師会会員が開設者となっている病院・診療所・介護医療院（記名被保険者）
②上記①の使用者、および上記①のその他の業務の補助者



医師賠償責任保険の被保険者は、病院の開設者である法人であり、被保険者の使用者である医師個人の賠償責任を補償するものではありません。勤務医師個人が負担する賠償責任に関する補償については、別途「勤務医師賠償責任保険」にご加入いただくか、またはオプションの「勤務医師包括担保特約条項」を付帯していただく必要があります。

支払限度額・保険料例（標準的な目安）

タイプ	医師賠償責任保険 (免責金額0円)		医療施設賠償責任保険 (免責金額0円)			1床あたり年間保険料（目安）				
	対人1事故につき	対人 保険期間中	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	一般病床		療養病床	精神病床	結核・ 感染症病床
						99床以下	100~199床			
A	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	200万円	6,368円	7,813円	5,123円	352円	106円
B	3,000万円	9,000万円	3,000万円	3億円	500万円	9,794円	11,992円	7,898円	688円	197円
C	5,000万円	1.5億円	5,000万円	5億円	1,000万円	10,833円	13,261円	8,740円	786円	223円
D	1億円	3億円	1億円	20億円	2,000万円	12,831円	15,686円	10,369円	1,064円	293円
E	2億円	6億円	2億円	40億円	4,000万円	16,389円	20,010円	13,267円	1,520円	409円
F	3億円	9億円	2億円	40億円	4,000万円	19,698円	24,085円	15,915円	1,607円	444円

* 医療施設賠償責任保険で補償される人格権侵害事故の支払限度額はどのタイプにご加入いただいても被害者1名につき1,000万円、1回の不当行為につき1億円、保険期間中1億円です（免責金額0円）。

* Eタイプ・Fタイプへのご加入をご希望の場合、また、一般病床200床以上につきましては、京都府病院協同組合にお問い合わせください。

* この保険料は標準的な目安であり、ご加入保険料をお約束するものではありません。実際の保険料は個別にお見積もり致します。お手続きの流れにつきましては、後記「ご加入手続き」をご参照ください。

* 病床数は許可病床数となります。稼動病床数ではありませんので、ご注意ください。

● 新たに介護医療院を開設した場合は、新規ご加入のお手続きが必要となります。

介護療養型医療施設（介護療養病床）および介護医療院については、病床数（介護医療院の場合は定員数）に応じて、「一般診療所」または「療養病床」としてお引受けします。

保険料の算出について

割増引 (団体割引以外のもの) の適用対象



合計病床数が100床以上の病院

損害率による 保険料割増引



〈割増〉過去の損害率に基づき保険料割増率を決定いたします。ただし新規お申し込みの場合は、「ご質問書兼告知事項申告書」に基づき引受保険会社が個別に設定する場合がございます。(医師特別約款についてのみ)

〈割引〉所定の過去5年間の損害率が0%の場合、医師特別約款についてのみ優良割引が適用できる場合がございます。別途、「ご質問書兼告知事項申告書」のご提出が必要となります。(割引は全種類の病床の保険料に適用されます。)

※1 全種類の病床とは一般病床、精神病床、結核・感染症病床、療養病床をいいます。

※2 割引の適用に関しては引受保険会社が個別に決定しますので別途お問い合わせください。

損害率 算出式



損害率は以下の計算式で算出いたします。

$$\text{損害率 (\%)} = \frac{\text{成績計算期間中の保険金 (注1) の合計額}}{\text{成績計算期間中の保険料 (注2) の合計額}} \times 100 \text{ (小数点第3位以下切り捨て)}$$

注1) 保険金：医師特別約款部分についてお支払いした保険金（賠償金および争訟費用）

注2) 保険料：医師特別約款部分についての損害率による割増引を適用する前の保険料（全病床の保険料）

成績計算 期間



契約年度が8年度目以降の場合は契約年度の前々年度より過去5年間で計算します。

契約年度が2年度目～7年度目の場合は別途お問い合わせください。

<例> 2024年3月1日更新の場合、
2017年4月1日～2022年3月末日の5年間

<割増率テーブル表（8年度目以降の契約に適用）>

過去5年間の損害率	病床数区分			
	100床～199床	200床～299床	300床～499床	500床以上
100%～120%	20%	20%	30%	30%
120%～140%	20%	30%	40%	50%
140%～160%	30%	40%	50%	60%
160%～180%	40%	50%	60%	80%
180%～200%	50%	60%	70%	90%
200%～220%	50%	70%	90%	100%
220%～240%	60%	80%	100%	120%
240%～260%	70%	90%	110%	130%
260%～280%	70%	100%	120%	150%
280%～300%	80%	110%	130%	160%
300%～330%	90%	120%	150%	180%
330%～360%	100%	130%	170%	200%
360%～390%	110%	150%	180%	230%
390%～420%	120%	160%	200%	250%
420%～450%	130%	170%	220%	270%
450%～480%	150%	190%	240%	290%
480%～510%	160%	200%	260%	300%
510%～540%	170%	220%	270%	300%
540%～570%	180%	230%	290%	300%
570%～600%	190%	240%	300%	300%
600%～	200%	250%	300%	300%

団体割引
20%適用

この特約は京都府医師会病院向け団体医師賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

勤務医師包括担保特約の特長

- **団体割引20%を適用**
病院（診療所）賠償責任保険に適用している団体割引20%をそのまま適用していますので、個別にご加入いただくよりも割安な保険料でご加入いただけます。
- **無記名包括方式での引受**
本オプションを付帯することで病院・診療所に勤務される勤務医師全員を無記名で包括的に被保険者とすることができます。（ただし、名簿を備えることにより常に対象となる勤務医師を把握できる状態にしておく必要がございます。）
- **病院・診療所の福利厚生制度の一環として活用**
病院・診療所に勤務される勤務医師の方々に対する福利厚生制度の一環としてもご活用いただけます。

勤務医師包括担保特約の内容

保険金をお支払いする場合

病院（診療所）賠償責任保険ご加入の医療施設に勤務する医師（開設者の使用人、開設者の業務の補助者）個人を被保険者とし、医療施設の業務として日本国内で行った医療業務（往診等を含みます）に起因して発生した患者さんの生命・身体の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことにより被る損害に対して保険金をお支払いいたします。

お支払いする保険金の種類、お支払い方法

病院賠償責任保険の2. お支払する保険金、お支払い方法（P3）に準じます。

この保険の対象とならない主な場合

病院賠償責任保険の3. 保険金をお支払いできない主な場合（P3）に準じます。

支払限度額・年間参考保険料（下記保険料は参考保険料ですので正式な保険料は必ずお見積をご確認ください。）

タイプ	<支払い限度額>医療上の事故		<年間保険料> 1床あたり年間保険料（目安）							
	対人1事故につき	対人保険期間中	一般病床					療養病床	精神病床	結核・感染症病床
			99床以下	100床以上	200床以上	300床以上	500床以上			
A	1,000万円	3,000万円	1,757円					1,757円	431円	606円
B	3,000万円	9,000万円	3,186円					3,186円	786円	1,103円
C	5,000万円	1.5億円	3,901円					3,901円	955円	1,346円
D	1億円	3億円	4,680円					4,680円	1,151円	1,619円
E	2億円	6億円	5,936円					5,936円	1,460円	2,054円
F	3億円	9億円	7,192円					7,192円	1,770円	2,489円



ご注意

病院（診療所）賠償責任保険で割増引が適用される場合は、勤務医師包括担保特約の保険料にもその規定に従い割増引が適用されることがあります。また上記保険料は病院（診療所）賠償責任保険に適用の団体割引を適用した金額です。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

刑事弁護士費用担保特約条項（医師賠償責任保険）

日本国内で行った医療業務に起因して被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、その刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を支出したことによって被る損害に対して、500万円（被保険者1名あたり・保険期間中）を限度に保険金をお支払いします。

※対象となる事故について、被保険者が有罪となった場合は、保険金をお支払いできません。

団体割引
20%適用

この特約は京都府医師会病院向け団体医師賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

医療従事者包括賠償責任保険の特長

- **団体割引20%を適用**
病院（診療所）賠償責任保険に適用している団体割引20%をそのまま適用していますので、個別にご加入いただくよりも割安な保険料でご加入いただけます。
- **無記名包括方式での引受**
本オプションを付帯することで病院・診療所に勤務される下記「被保険者の範囲」の表の医療従事者全員を無記名で包括的に被保険者とすることができます。（ただし、資格も明記した名簿を備えることにより常に対象となる医療従事者を把握できる状態にしておく必要があります。）
- **病院・診療所の福利厚生制度の一環として活用**
病院・診療所に勤務される医療従事者の方々に対する福利厚生制度の一環としてもご活用いただけます。

医療従事者包括賠償責任保険の内容

保険金をお支払いする場合

病院（診療所）賠償責任保険ご加入の医療施設の仕事として日本国内で行った医療従事者としての業務（付随業務を含みます）に起因して発生した他人の生命・身体の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことにより被る損害に対して保険金をお支払いいたします。

お支払いする保険金の種類、お支払い方法

- (1) **保険金の種類**
病院賠償責任保険の2. お支払する保険金、お支払い方法（P3）に準じます。
- (2) **保険金のお支払い方法**
P.3 2(1)①の損害賠償金については、ご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。（被保険者の数にかかわらず、ご加入の支払限度額をもって限度とします。）
P.3 2(1)②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いいたします。

この保険の対象とならない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 法令に定められた医療従事者の資格を有しない者が行った業務
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務
- 美容を唯一の目的とする業務
- 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合の提起者に係る一切の損害 等

被保険者について

この保険の被保険者はご加入の医療施設に勤務されている下表記載の医療従事者です。

被保険者（補償を受けることができる方）の範囲	
看護師、准看護師、保健師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、診療工ックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、管理栄養士、救急救命士	

支払限度額・年間参考保険料（下記保険料は参考保険料ですので正式な保険料は必ずお見積をご確認ください。）

タイプ	<支払い限度額>医療上の事故		<年間保険料> 1床あたり年間保険料（目安）						
	対人1事故につき	対人保険期間中	一般病床				療養病床	精神病床	結核・感染症病床
			99床以下	100床以上	200床以上	300床以上			
A	1,000万円	3,000万円	775円				775円	20円	9円
B	3,000万円	9,000万円	1,180円				1,180円	31円	13円
C	5,000万円	1.5億円	1,303円				1,303円	34円	14円
D	1億円	3億円	1,532円				1,532円	40円	17円
E	2億円	6億円	1,943円				1,943円	51円	22円
F	3億円	9億円	2,354円				2,354円	62円	26円

●上記保険料は病院（診療所）賠償責任保険に適用の団体割引を適用した金額です。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

医療事故調査費用保険

医療法に規定される医療事故調査を行うために負担する費用に対して保険金を支払います。

医療事故調査制度においては、様々な費用が必要となります。
万が一、行った医療行為に起因し、かつ予期せぬ死亡事案が発生した場合に、医療事故調査により負担する費用への備えが必要です。



保険の概要

医療法に規定される医療事故調査を行うために負担する費用に対して補償する保険です。

現在、多くの医療機関がご加入されている「病院・診療所賠償責任保険（医療過誤による賠償責任を補償するもの）」とは異なります。

補償対象となる調査費用（概要）

対象とする費用は、次の費用のうち、医療事故調査に必要なものとします。

- (1) 死体の解剖または死亡時画像診断を実施するために、被保険者以外の者に対して支払った費用または被保険者が負担した費用
- (2) 死体の解剖または死亡時画像診断を実施する際に、遺体の搬送または保管を被保険者以外の者に委託した場合に、その委託先に対して支払ったこれらの費用
- (3) 院内事故調査に参加する外部委員に対して支払った謝金または交通費
- (4) 医療事故調査等支援団体に、医療事故調査に必要な支援を求めた場合に、その団体に対して支払った費用（1事故につき20万円を限度とします。）
- (5) 医療事故調査・支援センターに報告した事案につき、院内の医療事故調査の実施にあたり被保険者が負担した費用（1事故につき15万円を定額でお支払いします。）
- (6) (1)から(5)までのほか、医療事故調査を行うために被保険者以外の者に対して支払った費用であって、引受保険会社が妥当と認めたもの。ただし、医療事故が発生した病院等に雇用されている者またはその病院等から定期的に報酬が支払われている者に対する給与または報酬等は含みません。

保険料表

【病院】 1 病床あたり保険料		支払限度額：500万円	支払限度額：1,000万円
一般病床	1 - 99床	1,000円	1,100円
	100 - 199床	1,200円	1,400円
	200 - 299床	1,600円	1,800円
	300 - 399床	1,700円	1,900円
	400 - 499床		
	500床以上	1,800円	2,000円
療養病床		800円	900円
その他病床（精神・結核・感染）		250円	300円

【診療所】 1 施設あたり保険料		支払限度額：500万円	支払限度額：1,000万円
無床診療所		4,000円	4,500円
有床診療所		12,000円	14,000円

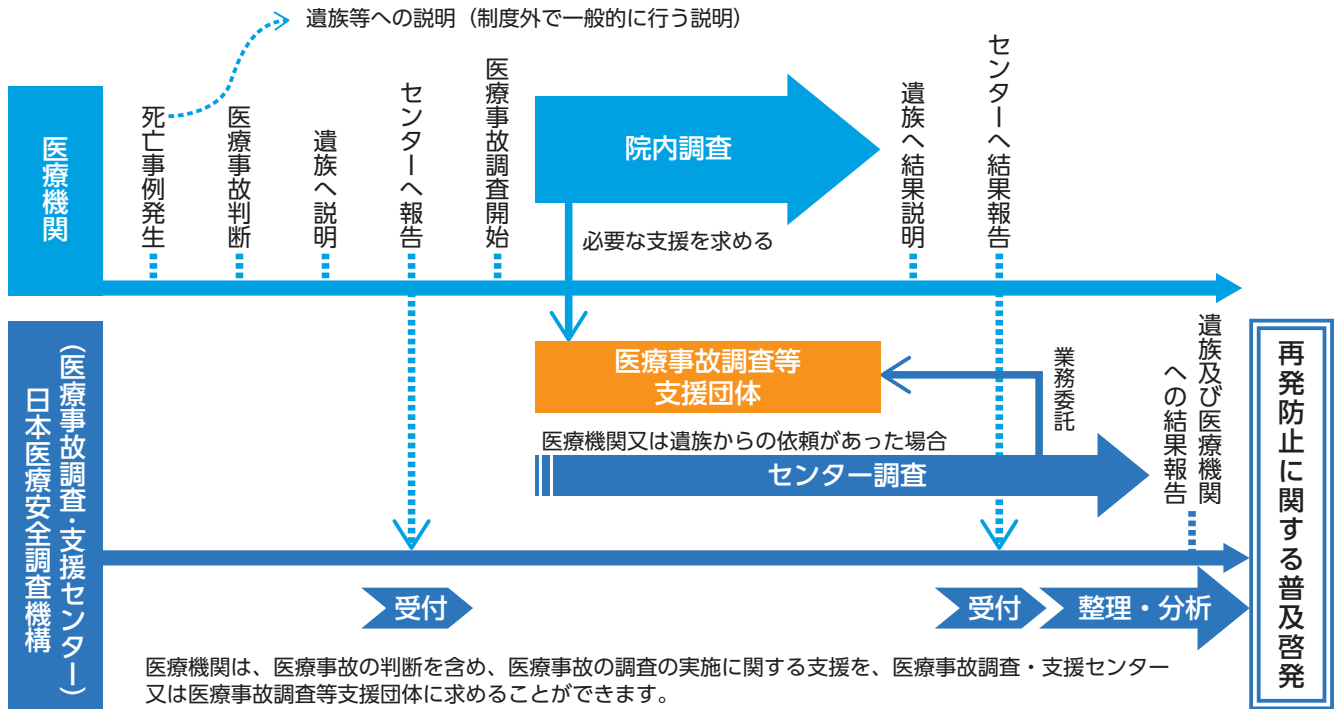
※表中の支払限度額は1事故・保険期間中となります。

※このページは医療事故調査費用保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は医療事故調査費用保険のパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりませんが、ご不明の点がありましたら代理店までお問い合わせください。

※日医A（1）会員のうち、全ての診療所と、199床以下の病院の開設者及び管理者については、「日本医師会医療事故調査費用保険」の補償の対象となります。

医療事故調査制度の概要と目的

医療事故調査制度の目的は、**医療の安全を確保し、医療事故の再発防止を図ることを目的とするものであり、個人の責任を追及するものではない**ことが、医療法に位置づけられています。



1. 本制度の対象となる医療事故が発生した場合、医療機関の管理者は、遺族への説明、医療事故調査・支援センター（以下、センターという）への報告、原因を明らかにするための調査の実施、調査結果の遺族への説明及びセンターへの報告を行います。
2. 医療機関が医療事故として、センターに報告した事案については、医療機関又は遺族から調査の依頼があった場合に、センターは調査の実施、医療機関及び遺族へ調査結果の報告を行います。
3. センターは、医療機関が行った調査結果の報告により収集した情報の整理・分析を行い、医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行います。

京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会

京都府内でも複数の支援団体が告示されましたが、今後のより効率的な制度運営のための検討を行うべく、府内の全支援団体が参画する「医療事故調査等支援団体連絡協議会」（以下、協議会）を平成27年8月27日に設置しました。

参画団体

京都府医師会・京都府歯科医師会・京都府薬剤師会・京都府看護協会・京都府助産師会・京都大学医学部附属病院・京都府立医科大学附属病院・京都私立病院協会・京都府病院協会・京都精神科病院協会・その他、病院団体、病院事業者の会員が代表者である病院

相談窓口

協議会では医療事故調査制度に関する相談窓口を以下のとおり開設しました。

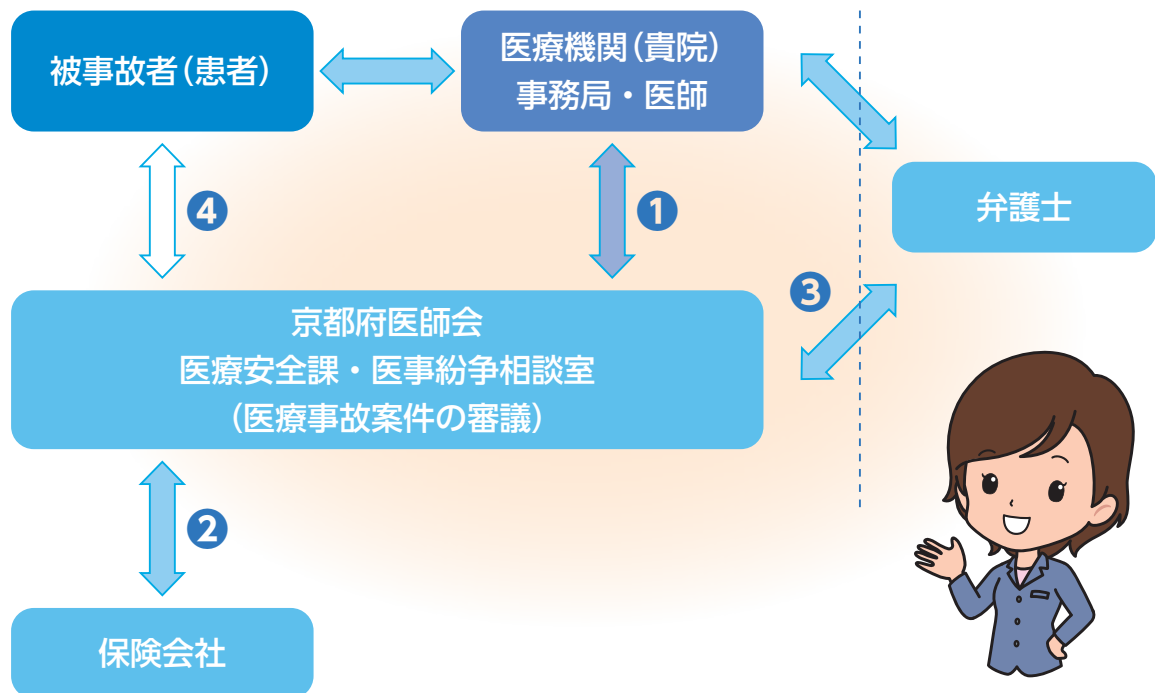
窓 口	京都府医師会 医療安全課
専用ダイヤル	075-354-6355
専用メール	jikocho@kyoto.med.or.jp
対 応 日 時	平 日 9:00~18:00 土曜日 9:00~13:00 ※休日・夜間は医療事故調査・支援センター（TEL. 03-3434-1110）をご利用ください。
相 談 内 容	① 制度概要に関する相談 ② 事故判断への相談 ③ 院内事故調査への技術的支援 (1) 外部委員の派遣 (2) 報告書作成支援等 (3) 解剖・Ai実施支援 等

医療事故対応のご支援

一般社団法人京都府医師会 医事紛争相談室について

- 1 京都府医師会では、医療行為に基づく賠償事故の公正妥当な解決を図るため、中立的立場で、医学的・法律学的見地からその審査を行う「医事紛争相談室」を設置、運営しております。
- 2 この保険では、保険会社による示談交渉サービスが行われません。従って、医事紛争発生時には医療機関（貴院）が相手方と示談を行っていただく必要があります。その際、京都府医師会医事紛争相談室が京都私立病院協会の協力を得て、医事紛争の解決に向けてご協力致しますので安心です。
- 3 医事紛争の解決にあたり、担当室員が医学的立場から保険会社に対して、見解を述べる場が定期的に設けられています。

医療事故のスムーズな解決のため、京都府医師会医療安全課および医事紛争相談室が連携して貴院をサポートさせていただきます。



- 1 医療機関（貴院）事務局・当該医師との面談、被事故者対応のご支援、各種ご相談受付
- 2 保険会社との連絡・調整
- 3 弁護士との連絡・調整
- 4 室員/医療安全課による被事故者面談
※医事紛争相談室にて審議上必要があると判断された場合

医療安全サービス

ご提供する研修等	講師	研修内容(例)
東京海上日動メディカルサービス 「医療安全研修等」 (年数回 既契約病院様向け 研修参加無料)	東京海上日動メディカル サービスの専門職 (医師・看護師・薬剤師・ 事務職等)	「リスクマネジメントの基礎」 「ヒューマンエラー」 「コミュニケーション」 「院内暴力」「HSP(医療安全支援サービス)」 など
東京海上日動 損害サービス課 「医療事故対応の研修」 (無料)	損害サービス部門	「損害賠償の基礎知識」 「医療事故の初期対応」 「苦情対応(クレーマー対応)」 「説明とカルテ・看護記録記載の重要性」 など
東京海上日動 営業課支社 「医療関連分野の研修」 (無料)	営業部門	「個人情報保護法への対応」 「ハラスメントセミナー」 「安全運転講習会」 など



医療安全研修

定期的に「医療安全研修」を開催しており、医療事故防止活動に力を入れて取り組んでおります。

頻 度：毎年数回
場 所：京都府医師会館 等
対象病院：団体制度既加入病院 様
参 加 者：1病院より複数名参加可能
職 種：医師・看護師・事務職全て対象

医療安全講習会2023
メンタルヘルス～セルフケア～

日時：2023年■月■日(■) 14:00～16:00
場所：京都府医師会館(京都市中京区西ノ京東梅町6 TEL:075-354-6101)
講師：東京海上日動メディカルサービス(株)EAP室
臨床心理士 ■■■ 氏

メンタルヘルスが大事、セルフケアしようって言うけれど……?!
いったいどうしたら?一緒に考えていきましょう!是非、ご参加ください!

一般的にストレスは、解消・排除すべきもの、と捉えがちです。しかし実はそれでは効果的なストレス対処法には繋がりません。そこで、ストレスの成り立ちや生産性との関係性を理解し、加えてご自身の傾向や現状を再確認することで、具体的なストレス対処方法を模索していただきます。「ストレスとうまく付き合っていくか」を考えていきます。

ご加入の際のご注意

- 告知義務:加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 引受保険会社が経営破綻した場合などには、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。なお引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))または、マンション管理組合である場合には、この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
*保険契約者が「個人・小規模法人・マンション管理組合」(以下「個人等」といいます)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- 重大事由による解除について
以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等
- 補償の重複に関するご注意
補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえで、ご契約の要否をご検討ください。

ご加入の際のご注意

- ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

本契約は、一般社団法人京都府医師会を契約者とする医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険・医療従事者包括賠償責任保険・医療事故調査費用保険の団体契約です。従いまして、本契約の保険証券は契約者たる同会に発行され同会が保有します。また保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は同会が有します。なお加入対象者は同会会員を理事もしくは管理者として病院を開設する法人となります。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合には、パンフレットの内容をP.4記載の被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間:平日午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

- このパンフレットは、医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険・医療従事者包括賠償責任保険(オプション②)(賠償責任保険普通保険約款、医師特別約款、医療施設特別約款、医療従事者包括特別約款に基づく契約)の概要をご紹介します。詳細は契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら引受保険会社または取扱代理店へご照会ください。

もし事故が起きたときは

- (医師賠償責任保険・医療従事者包括賠償責任保険)
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、次の事項その他の必要事項について書面で取扱代理店・引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- 事故発生の日時・場所②事故発見の日時③被害者の住所・氏名④事故の原因と状況⑤被害者から損害賠償請求を受けたときは、その内容と金額⑥被害者に対する捜査の内容、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報(刑事弁護士費用担保特約条項付帯の場合)
(医療施設賠償責任保険)
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、次の事項その他の必要事項について書面で取扱代理店・引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。
 - 事故発生の日時・場所②被害者の住所・氏名③事故の原因と状況④被害者から損害賠償請求を受けたときは、その内容と金額
*保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。
*この保険には保険会社が示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。引受保険会社の同意を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

保険金請求の際のご注意

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
- 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合。
 - 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合。
 - 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合。

ご加入手続き（新規加入）

*継続加入手続きにつきましては、京都府病院協同組合より個別にご案内いたします。

1

ご加入のご相談は、京都府病院協同組合（募集代理店）までご連絡ください。

2

一般病床数100床以上の場合、保険料算出に必要となる「ご質問書兼告知事項申告書」をお送りしますので、貴院の安全管理や医療業務の遂行状況等についてご回答、ご申告ください。

3

後日、改めて保険料見積もり書、加入依頼書、保険料振込依頼書をお送りいたします。

4

内容をご確認いただき、加入依頼書を京都府医師会までご提出ください。

保険料は専用振込依頼書にて2024年2月16日（2024年4月1日中途加入の場合は2024年3月8日まで）に着金となるようお振込をお願いします。振込手数料は、京都銀行の本支店をご利用になると不要ですが、京都銀行以外の金融機関をご利用の場合は、大変恐縮ですがご加入者にてご負担くださいますようお願いいたします。

※なお、「ご質問書兼告知事項申告書」にお答えいただきましても、過去の事故発生状況やリスクの実態等によりお引き受けできない場合がございます。予めご了承ください。

宛 先：京都府病院協同組合
FAX番号：075-671-8780

団体医師賠償責任保険ご相談票

(コピーしてお送りください)

※京都府病院協同組合の担当者からご案内・連絡させていただきます。

【ご担当・連絡先】

医療機関名

部 署

役 職

氏 名

電 話

F A X

E - m a i l

お問い合わせ先 ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

- 保 険 契 約 者 一般社団法人京都府医師会
- 募 集 代 理 店 京都府病院協同組合 (京都私立病院協会会員共同出資組合)
〒601-8035 京都市南区東九条南松田町43-2
TEL:075-671-8711 FAX:075-671-8780
- 事 務 管 理 代 理 店 有限会社ケーエムエー (京都府医師会100%出資会社)
〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会館内
TEL:075-354-6117 FAX:075-354-6497
- 引 受 保 険 会 社 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 京都本部京都開発課
〒600-8570 京都市下京区四条通富小路角 TEL:075-241-1156